



第5章

第2期目黒区障害児福祉計画

1 令和5年度における成果目標

(1) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

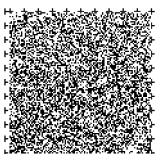
国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

区においては、地域における中核的な療育支援施設として平成26年度に児童発達支援センターを設置し、令和3年2月から保育所等訪問支援を開始しました。

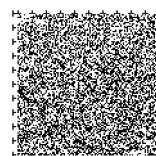
また、医療的ケアを必要とする児童が地域において必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を平成30年度に設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターについても児童発達支援センターをはじめ、区内の障害児相談支援事業所に配置しています。令和2年度には重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とする児童発達支援（未就学児対象）及び放課後等デイサービス（就学児対象）の事業を開始しました。



成果目標	目標値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	設置	設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築済み
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	少なくとも 各1か所	整備済み
医療的ケア児等に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置済み

2 障害児福祉サービスの必要な見込み量確保のための方策

- 児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を実施し、児童発達支援、相談支援とあわせて、同センターの機能強化を図るとともに、重層的な地域支援体制の中核を担います。
- 発達障害に特化した発達障害支援拠点において、発達障害の特性に応じた相談支援や当事者活動、家族支援を行うとともに、広く区民に発達障害の理解促進を行います。
- 医療的ケアを必要とする児童を含む重症心身障害児を対象とする通所支援を行うための児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、各事業の充実を図ります。
- 障害児通所施設の利用に係る障害児支援利用計画の作成等が適切に行われるよう、児童発達支援センター相談支援「ひまわり」をはじめとする区内障害児相談支援事業所及び相談支援員の質の向上のための支援に取り組みます。

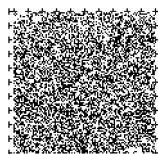


3 障害児福祉サービス等の種類

区が実施する児童福祉法に基づく障害児支援の種類は、次の通りです。

【障害児支援】

(1) 障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
(2) 障害児相談支援	障害児相談支援
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置



4 障害児福祉サービスの必要な見込量

(1) 障害児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障害児が通所することで、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障害のある児童や施設職員に対して、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

①児童発達支援

【サービスの内容】

障害児が通所することで、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

【利用量実績と見込み】

単位：人日分（一月当たりの延べ日数）

	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	1,716 人日分	1,883 人日分	1,800 人日分	2,156 人日分	2,296 人日分	2,436 人日分
利用人数	271 人	304 人	288 人	308 人	328 人	348 人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は6月分の利用実績です。

②放課後等デイサービス

【サービスの内容】

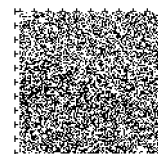
就学している障害児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のための訓練等を行います。

【利用量実績と見込み】

単位：人日分（一月当たりの延べ日数）

	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	2,193 人日分	2,459 人日分	2,772 人日分	2,880 人日分	2,970 人日分	3,060 人日分
利用人数	228 人	260 人	308 人	320 人	330 人	340 人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は6月分の利用実績です。



③保育所等訪問支援

【サービスの内容】

専門の児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障害のある児童や施設職員に対して、児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【利用量実績と見込み】

単位：人日分（一月当たりの延べ日数）

	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	2人日分	1人日分	1人日分	6人日分	10人日分	16人日分
利用人数	1人	1人	1人	3人	5人	8人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は、前年度の実績等に基づき推計しています。

④医療型児童発達支援

【サービスの内容】

障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行います。

【利用量実績と見込み】

単位：人日分（一月当たりの延べ日数）

	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	56人日分	6人日分	7人日分	6人日分	8人日分	8人日分
利用人数	5人	2人	3人	3人	4人	4人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は6月分の利用実績です。

⑤居宅訪問型児童発達支援

【サービスの内容】

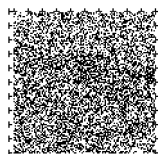
外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

【利用量実績と見込み】

単位：人日分（一月当たりの延べ日数）

	実績			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	0人日分	6人日分	9人日分	9人日分	9人日分	14人日分
利用人数	0人	1人	2人	2人	2人	3人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は6月分の利用実績です。



(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

【サービスの内容】

障害のある児童が障害福祉サービス等を利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

【利用量実績と見込み】

	実 績			見 込 量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	55人	51人	50人	52人	55人	58人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は6月分の利用実績です。

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの内容】

医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを区内の障害児相談支援事業所に配置します。

【利用量実績と見込み】

	実 績			見 込 量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	0人	4人	6人	8人	10人	12人

※実績・見込量は月当たりの平均値です。ただし、令和2年度は6月分の利用実績です。

